

石川労働局発表
令和4年7月29日（金）

【照会先】

職業安定部職業安定課
課長 諸田 一良
課長補佐 山口 明弘
電話 076 (265) 4427

報道関係者 各位

七尾市と石川労働局は雇用対策協定を締結します

七尾市(市長 ^{ちやたに よしたか} 茶谷 義隆)と石川労働局(局長 ^{ながしま まさひろ} 長嶋 政弘)は、「第2期七尾市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる「担い手を育て、地域産業を支える」の実現を目指し、企業立地・誘致の推進や市内基幹産業の育成と支援など、雇用の安定に関する課題に対して相互に密接に連携して取り組むことを目的として、雇用対策協定を締結します。

◆協定締結式

- 日時 令和4年8月5日（金）15時30分～
- 場所 七尾市役所 本庁舎2階201会議室（七尾市袖ヶ江町イ部25番地）
- 出席者 七尾市長 茶谷 義隆 / 石川労働局長 長嶋 政弘
- 締結式の内容 協定の趣旨説明・協定書の署名

◆協定の内容等

別添1「七尾市雇用対策協定（概要）」、別添2「七尾市雇用対策協定（案）」をご参照ください。

◆雇用対策協定の締結状況

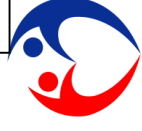
- 雇用対策協定は、地方自治体と労働局が、雇用に関する地域の課題に対する共通認識を持ち、役割分担、連携方法を明確化し、一体となって雇用対策に取り組むことを目的とするもの
- 石川労働局と県内基礎自治体との協定締結は七尾市で5か所目
これまでは、平成29年9月に珠洲市、平成30年1月に金沢市、平成30年7月に志賀町、令和元年7月に羽咋市と協定を締結
- 石川県とは平成28年3月に協定を締結

※締結式当日は、撮影及び締結式後の取材を可能とします。



七尾市

七尾市雇用対策協定(概要)



厚生労働省石川労働局

1 協定の目的

七尾市と石川労働局は、「第2期七尾市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる「担い手を育て、地域産業を支える」の実現を目指し、企業立地・誘致の推進や市内基幹企業の育成と支援など、雇用の安定に関する課題に対して相互に密に連携して取り組むことを目的とする。

2 協定締結のメリット

○課題を共有・見える化 ○課題に対する双方の役割の整理・明確化 ○課題に対する施策の目標を設定・共有し、一体的に実施 ○運営協議会※を設置し、連携体制の構築、連絡調整機能の強化による一層の連携推進 ○協定に基づき相互に必要な要請が可能

※運営協議会

- ・雇用対策協定に基づき、七尾市（産業振興課、企画政策課）及び石川労働局（職業安定課、ハローワーク七尾）で構成する運営協議会を設置
- ・毎年度の事業計画の策定・見直し、事業評価、その他連携事業の運営に必要な事項について協議・決定

3 協定に基づく取組事項(案)

- ①市内企業の人材確保
- ②求人情報・ハローワークの支援メニュー等の発信
- ③障害者の就職支援

《共同で取り組む事業(案)》

- 地元求職者・UIJターナー希望者等を対象とした「企業説明・面接会」及び障害者を対象とした「障害者就職説明・面接会」を開催するほか、高齢者等の幅広い人材の活用」について企業に周知するとともに、就職支援を行う
- ハローワーク求人情報を市のホームページで公開するほか、七尾市の月刊広報誌「広報ななお」の情報通、ケーブルテレビななお及びラジオななおにおいて、ハローワークの就職活動の支援メニュー等を掲載周知し、潜在的な人材を確保する

【参考】雇用対策協定とは？

- ・地方自治体と労働局が、雇用に関する地域の課題に対する共通認識を持ち、役割分担、連携方法を明確化し、一体となって雇用対策に取り組むことを目的として締結するもの。
- ・石川労働局と県内基礎自治体との協定締結は七尾市で5か所目
- ・これまで、平成29年9月に珠洲市、平成30年1月に金沢市、平成30年7月に志賀町、令和元年7月に羽咋市と協定を締結
- ・石川県とは平成28年3月に協定を締結

七尾市雇用対策協定（案）

（目的）

第1条 この協定は七尾市と厚生労働省石川労働局（以下「石川労働局」という。）が、「第2期七尾市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる「担い手を育て、地域産業を支える」の実現を目指し、企業立地・誘致の推進や市内基幹企業の育成と支援など、雇用の安定に関する課題に対して相互に密接に連携して取り組むことを目的として締結する。

（事業内容）

第2条 七尾市及び石川労働局は、前条の目的を達成するため、具体的な取組、実施方法及び数値目標を事業計画として毎年定めるものとする。

2 前項の事業計画の策定及び事業計画に定めた取組の実施状況の評価等は、七尾市及び石川労働局が共同で設置する運営協議会が実施するものとする。

（要請等）

第3条 七尾市長及び石川労働局長は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため必要な要請を相互に行うことができるものとする。

2 七尾市長及び石川労働局長は、前項の要請に対して、誠実に対応するものとする。

（秘密保持）

第4条 この協定に基づく雇用対策に関する取組において、七尾市及び石川労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持することとする。ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合は、この限りではない。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、七尾市及び石川労働局は誠意をもって協議し、定めるものとする。

2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのない時は、新たな協定が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

附 則

この協定は、締結する日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、七尾市長及び石川労働局長が署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

（協定締結当事者）

令和 年 月 日

七尾市長

厚生労働省石川労働局長